

檜原村に住み続けるための土地造成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 檜原村では居住可能な土地が少なく、住宅用地の造成工事に係る費用も平坦地に比べてかさむことから、檜原村内に住所及び自己所有の住居を有している者が引き続き村内に住み続けるために、その家屋が建っている土地及び隣接する本人の土地に住居を新築、増改築等を行うための土地の造成工事の一部を補助することにより、村内からの人口の流出減少を図ることと地域の活力を維持していくことを目的として、檜原村に住み続けるための土地造成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象者 檜原村内において10年以上継続して居住している者かつ、補助金交付後も引き続き補助対象となった土地にある家屋に居住する意思のある者で、第4条に規定する補助金交付申請の審査によりの確であると村長が認める者。なお、継続して居住するとは、檜原村に住所を有し、かつ、生活の拠点を置くことをいう。
- (2) 土地 補助対象者が自ら居住の用に使用、または使用しようとする土地をいう。
- (3) 造成工事 自らが所有している家屋の建替え、増改築等に伴い、新たに必要となる土地の造成工事（石積、ブロック積等）をいう。

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、村内の建設業者との請負契約を締結し、支払いをした造成工事代金の2分の1（100万円を上限とする。）とし、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨て一括払いとする。

(補助金の交付申請)

第4条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、檜原村に住み続けるための土地造成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 造成工事見積書または工事請負契約書
- (2) 造成工事施工箇所の図面及び現況写真
- (3) 造成工事しようとする土地の登記簿謄本
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 村長は前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、補助の可否を決定したときは、檜原村に住み続けるための土地造成事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 村長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、前項の規定による交付決定に際し、条件を付すことができる。

(変更承認申請等)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた補助対象者が当該交付決定後にその内容等を変更し、又は当該交付決定を取下げようとするときは、檜原村に住み続けるための土地造成事業補助金交付決定変更（取下げ）承認申請書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項に定める変更又は取下げの申請があったときは、その内容を審査し、変更又は取下げを承認したときは、檜原村に住み続けるための土地造成事業補助金交付決定変更（取下げ）承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 村長は、前項の規定による変更承認に際し、必要な条件を付すことができる。

(実績報告)

第7条 交付決定を受けた補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに檜原村に住み続けるための土地造成事業補助金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる資料を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 造成工事代金支払領収書
- (2) 造成工事施工完了後の写真
- (3) 補助対象の土地にある建物の登記簿謄本
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 村長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、これを審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の額を確定し、檜原村に住み続けるための土地造成事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により通知を受けた補助対象者は、檜原村に住み続けるための土地造成事業補助金請求書（様式第7号）を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 村長は、前条の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(遵守事項)

第11条 補助対象者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 10年以内に補助対象となった土地及びその土地にある家屋を売り払ってはならない。
- (2) 10年以内に補助対象となった土地にある家屋が所在する住所地から住居の地を変更してはならない。

(交付決定の取消し又は返還)

第12条 村長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、檜原村に住み続けるための土地造成事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するとともに、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、檜原村に住み続けるための土地造成事業補助金返還命令書（様式第9号）により返還を命ずるものとする。前条及び同項の規定に違反した場合に返還すべき額は、1年を単位として計算し、補助金の交付を受けた年から返還の理由が生じた年までの年数を10年から引き、その年数に1年間当初補助した金額に10分の1を掛けた額とする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の交付決定の取消し又は返還に係る規定は、その補助金の交付後10年間を経過するまで、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。